

平成 29 年 6 月

受益者のみなさま

三菱UFJ 国際投信株式会社

「MMF 等の運営に関する規則」等の一部改正に伴う
弊社MR Fに関する留意事項について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、MR F（マネー・リザーブ・ファンド）につきまして、国際的な規制および管理の共通規範に沿った各国での対応が図られているなか、日本におきましても、先般、一般社団法人投資信託協会の自主規制規則である「MMF 等の運営に関する規則」が改正されました（本規則の中にMR Fに係る規定も含まれます）。

改正の内容は、MR Fの取得・保有対象者を個人に限定する旨の明確化（平成29年12月1日から実施） 等です。当該改正により平成29年12月1日の施行以降は下記弊社MR Fにつきましても、個人投資家さま以外取得・保有いただくことはできなくなります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【弊社MR F一覧】

- ・三菱UFJ MR F（マネー・リザーブ・ファンド）
- ・国際のMR F（マネー・リザーブ・ファンド）
- ・東海MR F（マネー・リザーブ・ファンド）
- ・三菱MR F（マネー・リザーブ・ファンド）

MR Fは、証券会社における個人投資家さま向け証券総合口座用ファンドとして組成された経緯がありますが、この改正によって、MR Fは、さらに厳格に「実質的に自然人である個人（法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資判断を行うものを含む。）を対象として取得又は保有されるもの」となります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に係る投資信託協会での規則改正等につきましては、同協会のHP（以下のURLご参照）に開示されておりますので、合わせてご参照ください。

一般社団法人 投資信託協会HP：「MMF等の運営に関する規則」の一部改正について
<http://www.toushin.or.jp/publiccomment/ichiran/15097/>

（本件に関するお問い合わせは、受益者さまのお取り扱いの証券会社までご照会ください。）

以上

【ご参考】

【「MMF等の運営に関する規則」の改正箇所（下線太字）】

「MMF等の運営に関する規則」において、MMFの取得又は保有の対象が個人投資家に限られることとなる改正箇所は以下のとおりです。

（改正前）

第1条 この規則は、マネー・マネージメント・ファンド（以下「MMF」という。）及び証券総合口座用ファンド（以下「MMF」という。）の運用に関する事項、組入資産の評価に関する事項及び販売に関する事項等を定め、MMF等の運用の安定化等を図り、もって投資者の保護を図ることを目的とする。

↓

（改正後）

第1条 この規則は、マネー・マネージメント・ファンド（以下「MMF」という。）及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第25条第2号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）であって、権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が実質的に自然人である個人（法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資判断を行うものを含む。）を対象として取得又は保有されるもの（以下「MMF」という。）の運用に関する事項、組入資産の評価に関する事項及び販売に関する事項等を定め、MMF及びMMF（以下「MMF等」という。）の運用の安定化等を図り、もって投資者の保護を図ることを目的とする。

【ご参考】

【目論見書の記載変更】

前記各ファンドの目論見書改版時に目論見書の【「**手続・手数料等**」 ■お申込みメモ、 ■**ファンドの費用・税金**】において記載の変更を行います。

- 目論見書に記載する「お申込みメモ」の購入時に以下の文言（予定記載）を追記いたします。

購入の取扱い・・・2017年12月1日以降は、原則として、個人投資者の購入申込みに限定します。

■「お申込みメモ」購入時

購入の取扱い	2017年12月1日以降は、原則として、個人投資者の購入申込みに限定します。
--------	--

- 目論見書に記載されている「**ファンドの費用・税金**」の税金から以下の注記を削除いたします。

※法人の場合は上記とは異なります。

■「ファンドの費用・税金」税金

(変更前)

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	利子所得として課税 分配金に対して20.315%
償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は●●●●年●月末現在のものです。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(変更後)

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	利子所得として課税 分配金に対して20.315%
償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は●●●●年●月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。